

令和 7年 2月 28日

報道関係 各位

介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書等の誤送付に係る個人情報の漏洩について

高齢福祉課において、介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書（以下「結果通知書」という。）を送付した際、添付書類である介護保険被保険者証（以下、「被保険者証」という。）、介護保険負担割合証（以下、「負担割合証」という。）のうち、誤って「負担割合証」を他の利用者の「結果通知書」に同封し、個人情報を流出させてしまう事態が生じたので、お知らせいたします。

対象者の方をはじめ市民の皆様にご迷惑やご心配をおかけしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、二度と発生しないよう再発防止策を講じてまいります。詳細は下記のとおりです。

記

1. 漏洩が判明した経緯

2月25日（火）

高齢福祉課から普通郵便で 26 通の「結果通知書」を発送。

2月27日（木）午後4時40分頃

「結果通知書」を受け取った、対象者が入居されている市外施設の職員から『施設入居者宛ての「結果通知書」を開封したところ、通知の中に別人の「負担割合証」が同封されていた』と電話連絡があり判明。

2. 漏洩件数等

送付者 26 人中、漏洩 1 人

3. 漏洩情報

住所、氏名、生年月日、性別、介護保険の自己負担割合、介護保険の自己負担割合の有効期限

4. 漏洩が起きた原因

作業は、対象人数分の「負担割合証」を印刷する作業から始まるが、要介護認定・要支援認定は新規申請と更新申請があり、「負担割合証」は新規申請にのみ添付する書類であるため、新規申請 5 名分の「負担割合証」を印刷した。

その後、介護認定審査会の結果を踏まえ、対象者 26 名分の「結果通知書」及び「被保険者証」を印刷した。続いて、窓付き封筒に宛名が入った「結果通知書」と添付書類である「被保険者証」、新規申請で要介護認定・要支援認定の結果が該当した方に「負担割合証」を手作業で封入作業を行っていたところ、本来送るべきでない、新規申請で非該当の方の「負担割合証」を、誤って更新の方の「結果通知書」に添付書類として入れてしまった。

▶対象者別・送付書類一式

更新申請の方（21名） ・「結果通知書」 ・添付「被保険者証」	新規申請（該当）の方（4名） ・「結果通知書」 ・添付「被保険者証」 ・添付「負担割合証」	新規申請（ 非該当 ）の方（1名） ・「結果通知書」 非送付・印刷のみ「被保険者証」 非送付・印刷のみ「負担割合証」
---------------------------------------	--	---

※本来は郵送すべきでない「負担割合証」を誤って更新申請の方に送付してしまった。

※「負担割合証」は、該当・非該当の決定前に印刷されるため、非該当者分も用意されていた。
非送付…非該当の方は「被保険者証」「負担割合証」の利用対象者ではないため、送付しない。

5. 漏洩判明後の対応

2月28日（金）午前10時頃 漏洩情報の「負担割合証」を回収。
午前11時50分頃 漏洩対象者宅を訪問し謝罪。

6. 再発防止について

書類の発送事務については、他の書類がまぎれることのない場所にて複数人での読み合わせ、指差しによる宛名の確認の徹底、通知の印刷・封入から発送までの手順を見直し、再発防止策を講じます。

お問い合わせ

○本件に関すること

牛久市保健福祉部高齢福祉課
担当：久米（内線 1750）

○発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1

牛久市市長公室広報広聴課

☎029-873-2111（内線 3221・3222）

Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp